

1－趣旨

●**大綱**：
地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な方針を定めるもの。

●**基本計画**：
教育基本法に基づき、地方公共団体が、教育の振興のための施策に関し、基本的な計画を定めるもの。

現在の**大綱**及び**基本計画**がともに本年度で終期を迎えるため、次期の**大綱**及び**基本計画**を一体的に改定するもの。

2－計画期間

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）までの5年間
～H31年度

現行 大綱			
H27年度～	現行 計画	R2年度～	～R6年度
	H29年度～	次期 大綱及び計画	

3－策定方針

- ①**大綱**と**基本計画**を一つにまとめる。
- ②現行計画の策定以降に見直された法律、県の教育振興基本計画、学習指導要領、指針等を踏まえた内容にする。
- ③本年度に改定する「佐渡市将来ビジョン」との整合を図る。
- ④地域住民の意向を少しでも計画に反映させるため、有識者会議やパブリックコメントを実施する。

4－主な改定内容

- 学習指導要領を改訂する告示による（H29年3月31日公示）
 - 教育課程の基準の改善**：「知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成」から引用
⇒ **基本方針(1)**：「**確かな学力の育成**」
 - 道徳教育の充実**：「先行する道徳の特別教科化による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実」から引用
⇒ **施策2**：「**”考え、議論する道徳”の定着**」
 - 外国語教育の充実**：「小学校の高学年で外国語科を導入」
⇒ **施策7**：「**小・中の接続を意識した英語教育**」
- 地教行法による学校運営協議会設置の努力義務化に伴う（H29年4月1日施行）
 - 地域学校協働活動の推進に向けたガイドラインの策定**：「地域学校協働本部とコミュニティ・スクールが両輪として相乗効果を発揮するための整備等」に準じる
⇒ **施策17**：「**学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動推進事業の連携・協働**」
- 教育再生実行会議による
 - 第十次提言（H29年6月1日公表）**：「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」を反映
⇒ **基本目標1、施策2**：「**自己肯定感の醸成**」
- 県教育振興基本計画の改定に伴う（H31年3月）
 - 基本理念**：「一人一人の個性に応じた、質の高い豊かな教育の推進」をアレンジ
⇒ **施策4**：「**一人一人の教育的ニーズを把握**」
- 文科省「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告書」による（R1年6月17報告）
 - 「日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション」の方向性と一致
⇒ **基本理念**：「**世界と共に生きる人の育成**」